

4. 討議議事録

中華人民共和国 酸性雨及び黄砂モニタリングネットワーク整備計画 基本設計調査協議議事録

中華人民共和国（以下、中国という）からの要請に基づいて、日本政府は「酸性雨及び黄砂モニタリングネットワーク整備計画」（以下、計画という）に関する基本設計調査の実施を決定し、その実施を国際協力機構（以下 JICA という）に委託した。

JICA は、JICA 無償資金協力部業務第 3 グループ長 美馬巨人 を団長とする基本設計調査団（以下、調査団という）を 2006 年 3 月 11 日から 4 月 22 日まで中国に派遣した。

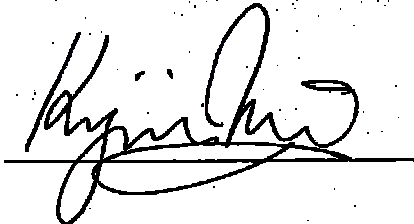
調査団は、中国政府関係者と協議するとともに、対象地域において現地調査を実施した。

協議及び現地調査の結果、双方は附属書に記述された主要事項について確認した。本調査団は引き続き日本国内において国内解析を実施し、基本設計調査報告書を取りまとめる予定である。

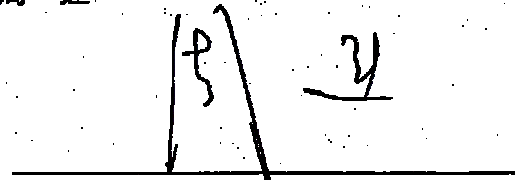
本議事録は本文と付属書から構成され、日本語版、中国語版それぞれ 2 部作成し、双方の合意のもとに署名され、双方が各 1 部所有し、ともに同等の効力を有するものである。

2006 年 4 月 21 日 北京にて

日本国
独立行政法人国際協力機構
基本設計調査団団長
美馬 巨人



中華人民共和国
国家環境保護総局
代表団団長
周 建



附属書

1 計画の目的

国境を越えた環境課題である酸性雨及び黄砂問題に関し、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（以下、「EANET」という）及びADB-GEF黄砂対策モニタリングマスタープランに基づくネットワーク（以下、「ADB-GEFネットワーク」という）の活動の推進に寄与できるよう、中国国内のモニタリング水準を向上させることを目的とする。なお、本計画の実施は、今後策定される予定の中国の第11次五カ年計画における酸性雨及び黄砂のモニタリングネットワーク構築の取組強化に資するものである。

2 計画対象地域

第2次予備調査での合意に基づき、本計画の対象地は以下の基準で選定することを双方が同意した。

- (1) 将来、EANET及びADB-GEFネットワークの枠組みの中でデータが共有されることが実現可能な箇所。ただし、EANET及びADB-GEFネットワークへの登録及び具体的な登録地点については、EANET及びADB-GEFネットワークの展開状況を見ながら、それぞれの枠組みの中で検討される。
- (2) 中国側関係機関による確実な運営・維持管理が見込める箇所（予算の確保、熟練技術者の確保等）
- (3) 各機材の設置、運用のために必要なインフラが整備されている箇所

3 責任機関及び実施機関

本計画の責任機関は国家環境保護総局、実施機関は環境監測総站とする。

4 要請内容

調査団との協議の結果、中国側は別紙1及び別紙2に示す機材を要請した。JICAは上記1の目的に沿い、今後の国内解析により要請の妥当性を検証し、無償資金協力として適切と判断した場合、日本国政府にその承認を推薦する。

5 日本の無償資金協力について

- (1) 中国側は調査団が説明した別紙3の日本の無償資金協力の仕組みを理解した。
- (2) 中国側は日本政府が無償資金協力を実施する場合にはその円滑な実施のために、別紙4に挙げる中国側が対応すべき負担事項を実行する。

6 調査の予定

- (1) 日本側は、現地調査結果の国内解析を経て、対象地および調達機材の候補リストを5月下旬までに中国側に提示する。中国側は、この提示を速やかに検討し、日本側に返答することに同意した。
- (2) 上記(1)の合意に基づき、JICAは基本設計概要書を作成するとともに、基本設計概要説明調査団を派遣し、基本設計概要について中国側に説明するとともに、中国側の必要準備事項を確認する。
- (3) 基本設計概要書の内容について、中国側に原則的に受け入れられた場合、JICAは基本設計調査報告書を作成し、これを2006年9月頃中国側に送付する。

7 その他の協議事項

(1) 適正モニタリング地点の選定

中国側が要請した 70 地点（酸性雨 41、黄砂 29 地点）の現地踏査の結果を、事後日本国内で解析し、インフラの整備状況、維持管理能力等の科学的根拠に基づき、適正地点を選定する。

なお、酸性雨モニタリングについては、バックグラウンド観測地点を、黄砂モニタリングについては、ライダー設置地点を優先的に選定することに、双方は同意した。

(2) 調達機材の決定

調達機材は、現地調査結果を踏まえ、観測地点の特性、既存機材の確認等により、調達必要機材とその数量を決定する。

(3) 中国側分担事項

中国政府は、プロジェクト目標達成のために必要となる中国側分担事項を理解し、予算措置、実施体制等を整備することを約束した。

(4) 日中間のデータ共有方法の方向性

第二次予備調査で合意された日中間でのデータ共有の合意事項を基に、データ共有方法を以下のように定め、双方同意した。

- 1) データ共有項目は、別紙第 5 に示す第二次予備調査で双方が合意した項目とする。
- 2) データ共有の開始は、調達した機材によりデータ収集が開始される時期とする。
- 3) データ共有年限は、3 年間とする。それ以降のデータ共有については、その時点での機材の稼働状況等を考慮し、中国環境監測総站と独立行政法人国立環境研究所および財団法人日本環境衛生センター酸性雨研究センターとの間で協議することとする。

(5) 調達機材の維持・管理費用

中国側は、調達される機材の維持・管理のための予算を確保することを約束した。

(6) 日中友好環境保全センターによる技術支援

日中友好環境保全センターが中国国内の黄砂モニタリングにおけるデータの精度管理、機材の保守・維持管理等について、技術支援を行うことを確認した。

別表1

酸性硫酸モニタリングネットワーク要請機材の配置

番号	省	都市	2つの規制区	二酸化硫黄 測定機	硫酸酸化物 測定機	オゾン測定 機	多成分ガス 校正機	ゼロガス発生器	データ収集装置	中心局ソフト	機器収納架 台	降水サンプリング	降水所設計	イオンクロマトグラフ	排水製造装置
1	安徽	池州市	酸雨	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41
2	安徽	阜阳市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	安徽	六安市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	福建	龙岩市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	福建	宁德市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	山东	枣庄市	SO2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	山西	晋阳市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	湖北	咸宁市	酸雨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	湖北	恩施市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	湖南	张家界市	酸雨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11	湖南	岳阳市	酸雨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
12	湖南	怀化市	酸雨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
13	广东	湛江市	酸雨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	广东	阳江市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
15	广西	贵港市	酸雨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
16	海南	东方市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
17	重庆	黔江区		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
18	四川	绵阳市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
19	四川	遂宁市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
20	四川	南充市	酸雨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
21	贵州	遵义市	酸雨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
22	贵州	铜仁市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
23	贵州	贵阳市	酸雨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
24	云南	昆明市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
25	西藏	拉萨市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
26	陕西	铜川市	SO2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
27	陕西	西安市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
28	甘肃	兰州市	SO2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
29	甘肃	张掖市	SO2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
30	青海	格尔木市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
31	新疆	哈密市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
32	新疆	伊宁市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
33	福建	龙岩市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
34	内蒙	呼和浩特市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
35	吉林	农安县		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
36	湖南	湘西自治州	酸雨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
37	海南	五指山市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
38	云南	昆明市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
39	新疆	阿勒泰市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
40	山东	长岛县		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
41	西藏	拉萨市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

注: 33から41までは大気酸度及び酸性雨のモニタリングネットワーク要請機材の配置を要請